

公立大学法人宮城大学情報システムセンター運営規程

平成30年4月1日

規程第168号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学基本規則（平成21年宮城大学規則第1号）第39条第1項の規定により置かれる情報システムセンター（以下「センター」という。）の組織、管理運営等に関し、同条第8項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 センターの所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 情報処理設備及び通信関連システムの整備並びに管理運営に関すること。
- 二 情報処理設備及び通信関連システムを活用した教育並びに研究活動の支援並びにこれらの開発に関すること。
- 三 情報の安全管理に必要な業務及び教育に関すること。
- 四 その他センターの目的の達成のために必要な計画の策定及び進行管理等の業務に関すること。

(センター長等)

第3条 センター長は、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐するとともに、センター長に事故があるときはその職務を代理し、センター長が欠員の時はその職務を行う。
- 3 センター長及び副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第4条 センターの運営について協議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、次に掲げる事項について協議する。
 - 一 情報活用の基本構想及び改善に関すること。
 - 二 センターの業務及び事業の計画並びに実施に関すること。
 - 三 その他センターの運営管理に関すること。
- 3 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - 一 センター長及び副センター長
 - 二 各学群、基盤教育群から推薦された者
 - 三 事務局職員
 - 四 その他センター長が必要と認める者
- 4 運営委員会の委員長は、センター長をもって充てる。

(運営委員の任期)

第5条 前条第3項第2号及び第4号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報告)

第6条 センター長は、センターの業務の運営について、随時、学長に報告するとともに、定期的に教育研究審議会に報告しなければならない。

第1編組織運営 情報システムセンター運営規程

2 学長は、前項の報告内容について定期的に理事長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 センターの庶務は、事務局財務課において行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、運営委員会及び教育研究審議会の議を経て行うものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、センター長が運営委員会に諮って定めるものとする。

附 則 (H30.5.23 第137回理事会)

(施行期日)

1 この規程は、平成30年5月23日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(学部に係る経過措置)

2 この規程の施行の日から学部 に在籍する者が当該学部 に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における公立大学法人宮城大学情報システムセンター運営規程第4条第3項第2号の規定の適用については、「各学群」とあるのは、「各学群、各学部」と読み替えるものとする。

附 則 (R3.3.24 第172回理事会)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (R4.6.29 第187回理事会)

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

附 則 (R5.10.25 第204回理事会)

この規程は、令和5年10月25日から施行する。